

中京大学法学部「教員組織編制方針」

中京大学法学部（以下「本学部」とする。）は、本学部に所属する学生（以下「本学部生」とする。）が、法の目的たる社会正義を実現し、あらゆる社会悪と闘うために必要となる法学（すなわち、法律学及び政治学の両分野）に関する極めて高度な専門知識及び卓越した実践能力を修得することを教育研究上の理念とする。

本学部は、このような理念に基づき、本学部生が、法学に関する専門知識、法学に特有の思考方法、法学の問題発見方法及び問題解決方法を修得するとともに、確固たる遵法精神を持ち（「ルールを守る」）、協調性及び社会性に富み（「チームワークを作る」）、他者の存在及び意見を尊重し（「相手に敬意を持つ」）人物、最善かつ不断の努力を決して惜しまない（「ベストを尽くす」）人物になるよう育成することを教育研究上の目的とする。

本学部は、このような理念・目的のもと、本学部生が、学問体系における法学の位置を把握し、専門領域に固有な概念体系や方法論を修得して、それらの学識と自らの問題関心に基づき専門家として、社会に生起する様々な課題を解決できるように、体系的な教育カリキュラムを編成する。

本学部は、このような教育研究上の理念・目的、及び、その実現のための教育カリキュラムの方針に適応した教員組織を編制することに努める。